

平成 28 年 6 月 24 日  
内閣府（防災担当）  
法 務 省

「平成 28 年熊本地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令」について

## 1 背景

平成 28 年熊本地震による災害については、「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」（平成 8 年法律第 85 号。以下「法」という。）に基づき、政令により、法第 2 条第 1 項の特定非常災害として指定されるとともに、当該災害に対する措置（法第 3 条～第 9 条）のうち、直ちに適用可能な措置（法第 3 条～第 6 条）について指定された（平成二十八年熊本地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成 28 年政令第 213 号））。

今般、同政令を改正し、当該災害に対し、以下のとおり法第 7 条の措置を追加することとする。

## 2 政令の概要

### （1）法第 7 条の措置の追加指定

上記災害に対し適用すべき措置として、民事調停法による調停の申立ての手数料の特例に関する措置（法第 7 条）を追加指定する。

### （2）措置の具体的内容

熊本県の区域に住所等を有していた者が、今般の地震に起因する民事に関する紛争について、平成 28 年 4 月 14 日以降、平成 31 年 3 月 31 日までの間に民事調停法による調停の申立てをする場合には、申立手数料を不要とする。

## 3 スケジュール

- 平成 28 年 6 月 21 日（火） 閣議決定
- 平成 28 年 6 月 24 日（金） 公布・施行

（連絡先）

内閣府政策統括官（防災担当）付  
参事官（被災者行政担当）付  
担当：吉野、阿久澤、中村  
電話：03-3501-5191（直通）

法務省大臣官房司法法制部  
担当：伊賀  
電話：03-3592-7096（直通）

# 特定非常災害特別措置法の概要

<災害対策基本法>

平成28年熊本地震について政令を制定  
(平成28年5月2日公布・施行)  
(平成28年6月24日一部改正)

災害発生

災害緊急事態の  
布告(注)あり

災害緊急事態の  
布告なし

政令で指定

著しく異常かつ  
激甚な非常災害  
→特定非常災害  
(法第2条第1項)

特定非常災害に  
適用すべき措置  
(法第2条第2項)

各省庁に  
おける措置

○ 満了日の延長を行う権利利益等を告示により指定(法第3条第2項)等

各府省の告示の制定状況等の  
取りまとめ・公表

## 「著しく異常かつ激甚な非常災害」とは？

次の事項等の諸要因を総合的に勘案

- ① 死者・行方不明者、負傷者、避難者等の多数発生
- ② 住宅の倒壊等の多数発生
- ③ 交通やライフラインの広範囲にわたる途絶
- ④ 地域全体の日常業務や業務環境の破壊

(注)国の経済及び公共の福祉に重大な影響を及ぼすべき異常かつ激甚な災害時に、応急対策の推進のため発せられるもの

- ・関東大震災に類する又はこれを超える災害時に発布想定
- ・未だ適用実績なし

## 適用すべき措置の内容

- ※ ① 行政上の権利利益に係る満了日の延長(法第3条)  
例: 運転免許証(道交法92条の2)
- ※ ② 期限内に履行されなかった義務に係る免責(法第4条)  
例: 薬局の休廃止等の届出義務(医薬品医療機器等法10条)
- ※ ③ 債務超過を理由とする法人の破産手続開始の決定の特例(法第5条)
- ※ ④ 相続の承認又は放棄をすべき期間に関する民法の特例措置(法第6条)
- ※ ⑤ 民事調停法による調停の申立ての手数料の特例措置(法第7条)
- ⑥ 建築基準法による応急仮設住宅の存続期間の特例措置(法第8条)
- ⑦ 景観法による応急仮設住宅の存続期間の特例措置(法第9条)

平成28年  
5月2日  
指定

平成28年  
6月24日  
指定

(※は、平成28年熊本地震に適用する措置として指定されたもの。)

平成二十八年熊本地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令  
(平成二十八年五月二日 政令第二百十三号)

内閣は、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律(平成八年法律第八十五号)第二条第一項及び第二項前段、第三条第一項、第四条第一項、第五条第一項並びに第六条の規定に基づき、この政令を制定する。

(特定非常災害の指定)

第一条 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律(以下「法」という。)第二条第一項の特定非常災害として平成二十八年熊本地震による災害を指定し、同年四月十四日を同項の特定非常災害発生日として定める。

(特定非常災害に対し適用すべき措置の指定)

第二条 前条の特定非常災害に対し適用すべき措置として法第三条から第七条までに規定する措置を指定する。

(延長期日)

第三条 第一条の特定非常災害についての法第三条第一項の政令で定める日は、平成二十八年九月三十日とする。

(免責期限)

第四条 第一条の特定非常災害についての法第四条第一項の政令で定める特定義務の不履行についての免責に係る期限は、平成二十八年七月二十九日とする。

(法人の破産手続開始の決定の特例に関する措置に係る期日)

第五条 第一条の特定非常災害についての法第五条第一項の政令で定める日は、平成三十年四月十三日とする。

(相続の承認又は放棄をすべき期間の特例に関する措置に係る地区及び期日)

第六条 第一条の特定非常災害についての法第六条の政令で定める地区は、熊本県の区域とする。

2 第一条の特定非常災害についての法第六条の政令で定める日は、平成二十八年十二月二十八日とする。

(調停の申立ての手数料の特例に関する措置に係る地区及び期日)

第七条 第一条の特定非常災害についての法第七条の政令で定める地区は、熊本県の区域とする。

2 第一条の特定非常災害についての法第七条の政令で定める日は、平成三十一年三月三十一日とする。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二八年六月二四日政令第二百四十二号)

この政令は、公布の日から施行する。

(参考)

○ 平成二十八年熊本地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成二十八年政令第二百十三号）  
（抄）（新旧対照条文）  
（傍線部分は改正部分）

<p>改 正 後 「平成二十八年六月二十四日公布・施行」</p>	<p>改 正 前</p>
<p>（特定非常災害に対し適用すべき措置の指定） 第二条 前条の特定非常災害に対し適用すべき措置として法第三条から第七条までに規定する措置を指定する。 第三条～第六条 （略） （調停の申立ての手数料の特例に関する措置に係る地区及び期日） 第七条 第一条の特定非常災害についての法第七条の政令で定める地区は、熊本県の区域とする。 2 第一条の特定非常災害についての法第七条の政令で定める日は、平成三十一年三月三十一日とする。</p>	<p>（特定非常災害に対し適用すべき措置の指定） 第二条 前条の特定非常災害に対し適用すべき措置として法第三条から第六条までに規定する措置を指定する。 第三条～第六条 （略） （新設）</p>